

## 情報通信技術（IT）関係施策に関する平成 28 年度戦略的予算重点方針

### I. 本方針の位置付け

戦略的予算重点方針は、「IT 総合戦略本部」から委任を受けた<sup>(注)</sup>内閣情報通信政策監が、「世界最先端 IT 国家創造宣言（以下「創造宣言」という。）」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及びその「工程表」を着実に推進するため、政府の IT 政策の司令塔として、府省の縦割り・重複を排し、攻めの IT 投資と無駄の徹底排除を図り、政府全体の戦略的な IT 投資を実現することを目的に、政府の情報通信技術（IT）関係予算に関する平成 28 年度の概算要求に向けた重点化の考え方を示したものである。

今後、内閣情報通信政策監は、概算要求前に、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、総務省行政管理局及び財務省主計局と情報を共有し、各府省の概算要求が本方針を踏まえたものとなるよう調整を行うとともに、概算要求後にその内容を確認し、予算編成に反映するための措置を講ずるものとする。

また、当該予算の執行段階においても、その状況を随時フォローアップし、円滑な取組の推進や改善に繋げるとともに、適宜、「工程表」の見直し等に反映させるものとする。特に、目標の達成が極めて困難な事案等が発見されたときは、速やかな改善が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

こうした措置を講ずることにより、内閣情報通信政策監が中心となって、機敏かつ適切に PDCA サイクルを推進し、各工程表該当施策を次の展開につなげていくスパイラルアップを目指すものとする。

(注) 内閣情報通信政策監は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第 26 条第 2 項において、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長（内閣総理大臣）の委任に基づき、関係行政機関の経費の見積りの方針を作成することができるとされている。

### II. 重点化の方針

#### 1. 基本的考え方

平成 28 年度予算概算要求に当たっては、各府省は、情報通信技術（IT）関係予算の効率的・効果的な執行を図るため、次の①から⑨までに示す基準に沿った要求を行うものとする。

- ① 「工程表」に掲げられた目標・政策課題の達成のため必要であること又は「創造宣言」に掲げられた目標・政策課題の達成のため、今後、「工程表」に位置付ける必要が認められること。
- ② 適切かつ明確な目標及び可能な限り定量的な評価指標（KPI）が設定されていること。また、目標達成のための具体的な計画が立てられていること。
- ③ これまでの既存施策の成果が次の展開にどのようにつながっていくのか、具体的な方針が明確にされていること。
- ④ 要求額につき、必要最小限なものとして、合理的な根拠が示されていること。
- ⑤ 他の施策との間で重複がなく、関係する府省、地方公共団体、民間等との間で、適切かつ効果的な分担・連携が図られていること。
- ⑥ 施策の実施につき、適切なマネジメント体制が確保され、導入する設備等につき、継続的な運用が可能であること。
- ⑦ 必要な情報セキュリティの確保が図られていること。
- ⑧ 実証実験等に係るものについては、既存の取組の成果を踏まえ、検証すべき課題、得ようとする成果及びその活用・展開方針が明確にされ、そのために必要かつ適切な手段が選択されていること。
- ⑨ ①～⑧の基準に沿わないものについては、必要性・緊要性を厳格に精査の上、真にやむを得ないものに限定すること。

なお、本方針に基づく取組の前提となるサイバーセキュリティ確保の観点から追加的に必要となる経費等、IT分野の重点的取組については、業務・システム改革その他施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向けるものとする。

また、マイナンバー制度や地方創生（地方創生 IT 利活用促進プラン）など、政府の重点施策を着実に実行するため、概算要求するに当たっては、継続性等を考慮しつつ、上述の基準に沿った要求を行うものとする。

## 2. 分野別の考え方

### (1) 情報システム関係

情報システム関係については、内閣情報通信政策監の下、業務の見直しを通じた行政コストの削減とサービスの質の向上を図るとともに、情報システムのコストを徹底して見直すため、各府省は、「基本的考え方」及び次のアからオに沿った要求及び取組を行うものとする。

## ア 情報システム整備における業務改革（BPR）の徹底

情報システム整備に当たっては、国民の利便性向上や効率的な行政運営への寄与等の観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を実施することで、付加価値の高いシステム整備を行うこととし、これに関する適切な成果目標の設定とその達成時期、目標達成・成果のために必要な取組内容（制度の見直しや業務・システムの改革内容等）を明確にすること。

## イ 情報システムの統廃合・集約化の推進

「創造宣言」において、平成 30 年度までに政府情報システム数の半減を目指すこととされていることを踏まえ、本年 3 月に改定した「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォーム（以下「政府共通 PF」という。）への移行に向けた取組を着実に推進すること。その際、投資の効果を検証し、移行による運用コストの削減等、発現効果の確実かつ迅速な把握に努めること。また、政府共通 PF への移行に際しては、政府共通 PF が提供するシステム環境（OS、ミドルウェア等）や共通サービス（Web サイトコンテンツ管理サービス、外部接続機能提供サービス等）を最大限活用するとともに、業務アプリケーションの見直し（画面、帳票、機能の棚卸等）を行うなど、運用コストの大幅な圧縮を図ること。

## ウ 運用コスト削減に向けた取組の強化

「創造宣言」において、平成 33 年度までを目途に政府情報システムに係る運用コストの 3 割削減を目指すこととされていることを踏まえ、各府省は、その保有するシステムの実態に応じ、原則として 3 割以上の運用コスト削減を目指し取り組むこと。

このため、平成 27 年度概算要求時から導入した政府情報システムコスト削減計画（以下「コスト削減計画」という。）に基づき、各府省 CIO は、その保有する全ての情報システムについて、引き続き、運用の実態等についての検証を行い、情報システムの統廃合・政府共通 PF への移行と併せ、運用コストの削減に向けた検討を徹底して行い、同計画を予算編成過程等を通じて見直すこと。

特に、年間運用等経費が 10 億円以上の大規模情報システムについては、既存の契約内容ごとに現在の機器やソフトウェアの仕様・使用状況、運用・保守要件の実態等についての検証を集中的に実施すること。また、年間運用等経費が 10 億円未満の情報システムについても、特に検証すべき対象を抽出するなどして、運用コスト削減の検討の更なる徹底化を図ること。各府省は、コスト削減計画の内容に沿って、平成 27 年度予算の執行から契約変更等を含め計画的に実施するととも

に、平成 28 年度以降の概算要求に適切に反映させること。なお、コスト削減計画の取りまとめ及び推進に当たっては、各府省 CIO をはじめとする幹部職員はリーダーシップを発揮するとともに、担当職員自らがコスト検証等の取組を中心となって行うよう努めること。

## エ 投資の重点化及び投資対効果の明確化

情報システム整備に係る投資は、「創造宣言」等に掲げられた目標・政策課題の達成に寄与する、①マイナンバー制度の活用、②e ガバメント閣僚会議の下で開催された「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム」の第一次報告書（平成 27 年 6 月 29 日 e ガバメント閣僚会議ワーキンググループとりまとめ）を踏まえた対応、③情報システムの統廃合・集約化やその基盤となる政府共通 PF の必要な機能拡張（外部接続機能提供サービス等共通サービスの充実を含む。）、④電子行政分野のオープンな利用環境整備に向けた対応に係るもの等に重点化し、それ以外については、制度改正や情報セキュリティ確保の観点から対応が必要なもの等、真にやむを得ない緊急性があるものに限定すること。また、情報システム整備に係る経費については、概算要求時までには、整備の内容、予算額及びその内訳並びに投資によって得られる効果等を明確にした政府情報システム投資計画を作成すること。作成された投資計画については、予算編成過程を通じて調整の上、策定・公表するものとする。

なお、情報システム整備に係る経費の見積りに当たっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、ライフサイクルコストを明らかにするとともに、ファンクションポイントなどによる見積りを行い、投資の妥当性の根拠を確認できるようにすること。

## オ 地方公共団体等情報システム整備・運用の効率化の推進

全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進すること。また、全国の地方公共団体等に対し情報システムの整備を一律に求める内容の概算要求を行う場合は、その具体的業務、システム整備内容（システム調達、運用体制を含む。）、投資対効果、費用負担等を明らかにするとともに、見積りの積算根拠を適切に確認すること。

## (2) 情報システム関係以外

情報システム関係以外については、内閣情報通信政策監の下、「創造宣言」及び「工程表」に掲げられた KPI 及び政策課題を可能な限り早期に、かつ効果的・効率的に実現するため、各府省は、「基本的考え方」及び次のア及びイに沿った施策に関して優先的に要求及び取組を行うものとする。

### ア 適切かつ効果的な連携体制の確立

事業計画及びその運用に当たっては、事業の目標及び課題の設定を明確にし、「創造宣言」の実現に際しての寄与度を示すとともに、成果が早期に最大限に活かされるよう、関係機関との間で適切かつ効果的な連携体制の構築を図ること。

### イ 投資対効果の明確化

PDCA サイクルの適切な運用が可能となるよう、事業全体及び実施各年次における KPI の設定を徹底すること。また、KPI の測定方法についても、予め明確にすることで、客観的な評価を可能とすること。

また、事業の実施状況及び成果(事後のフォローアップを含む)については、IT ダッシュボード等を活用し、広く国民に公開することとし、随時国民の意見を踏まえた施策の推進が可能となるように努めること。